

令和4年3月8日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員14名)

|     |   |   |   |    |
|-----|---|---|---|----|
| 1番  | 表 | 谷 | 茂 | 浩  |
| 2番  | 中 | 谷 | 松 | 助  |
| 3番  | 福 | 田 | 晃 | 悦  |
| 4番  | 稲 | 岡 | 健 | 太郎 |
| 5番  | 南 |   | 正 | 紀  |
| 6番  | 寺 | 井 |   | 強  |
| 7番  | 堂 | 下 | 健 | 一  |
| 8番  | 南 |   | 政 | 夫  |
| 9番  | 越 | 後 | 敏 | 明  |
| 10番 | 田 | 中 | 正 | 文  |
| 11番 | 富 | 澤 | 軒 | 康  |
| 12番 | 櫻 | 井 | 俊 | 一  |
| 13番 | 林 |   | 一 | 夫  |
| 14番 | 久 | 木 | 拓 | 栄  |

(議案説明のため出席した者の職氏名)

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 小 | 泉 | 勝 |   |   |   |   |   |
| 副 | 町 | 長 | 庄 | 田 | 義 | 則 |   |   |   |
| 教 | 育 | 長 | 間 | 嶋 | 正 | 剛 |   |   |   |
| 参 |   | 与 | 新 | 田 | 辰 | 巳 |   |   |   |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 濱 | 村 | 大 |   |   |   |
| 富 | 来 | 支 | 所 | 長 | 関 | 田 | 勝 | 行 |   |
| 企 | 画 | 財 | 政 | 課 | 長 | 山 | 下 | 光 | 雄 |
| 情 | 報 | 推 | 進 | 課 | 長 | 今 | 村 | 浩 | 一 |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 中 | 田 | 龍 | 一 |   |   |
| 住 | 民 | 課 | 長 | 西 |   | 清 | 孝 |   |   |
| 健 | 康 | 福 | 祉 | 課 | 長 | 村 | 井 | 直 |   |
| 環 | 境 | 安 | 全 | 課 | 長 | 宮 | 下 | 隆 |   |

|             |        |
|-------------|--------|
| 商工観光課長      | 荒川 仁   |
| 農林水産課長      | 大谷 清樹  |
| まち整備課長      | 吉村 満   |
| 富来病院事務長     | 藤井 専   |
| 会計管理者(会計課長) | 平井 清   |
| 学校教育課長      | 徳楽 仁   |
| 生涯学習課長      | 大畑 喜代志 |

(職務のために出席した者の職氏名)

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 出崎 茂男 |
| 議会事務局参事 | 徳田 敦史 |
| 議会事務局主幹 | 坂上 大輔 |

(議事日程)

日程第 1 町長提出 承認第 1 号及び議案第 1 号ないし第 29 号並びに町政一般  
(質疑、質問)

日程第 2 町長提出 承認第 1 号及び議案第 1 号ないし第 29 号 (委員会付託)

---

( 開 議 )

**南正紀議長** ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として場内換気を行うため、適時休憩を入れますのでご了承ください。

---

日程第 1 町長提出 承認第 1 号及び議案第 1 号ないし第 29 号並びに町政一般 (質疑、質問)

**南正紀議長** 次に、町長から提出のありました承認第 1 号及び議案第 1 号ないし第 29 号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第 56 条第 1 項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第 9 条の規定により、各

議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね40分以内とします。

それでは、発言を許します。

13番 林一夫君

**林一夫議員** 議長。

「検温が 新たな日常 春の朝」、「検温が 新たな日常 春の朝」。

朝起きて、先ず体温を測る。私にとっては、かつての非日常的な行動が、日々の日常となっています。あらゆる日常生活が窮屈な状況に置かれており、早期の感染症の収束が待たれています。加えて、東ヨーロッパでの戦争勃発が、一層、社会不安を広げる要因となっています。

さて、一般質問や委員会審査の場において私ども議員は、自身が気付いた意見・考えをテーマとする場合もあれば、他の町民の方々の意見を代弁することも数多くあります。

この一般質問においても、会議を公開とし傍聴の場を準備して、行政の主役である町民の皆様に志賀町が直面する諸課題の論点を分かり易く説明し、丁寧に活発な議論を行い、各種媒体を通してお知らせしていく様に努めなければならないと思っています。

本日私に与えられた時間は40分であります。早速、質問を行います。

第1点目の質問は、移住・定住施策についてであります。東京都の本年1月1日時点での推定人口が1年前に比べて約5万人減少となり、1,400万人を下回ったとの報道であります。年始時点において、前年より人口が減少となったのは実に26年ぶりの事であります。昨年6月以降、8か月連続での減少であり中長期的には転出者が多くなり、移住先の範囲も広範囲に拡大し人数も増えて行く事、また、移住動機も新型コロナウイルス感染が影響しているほか、自然災害時における都市機能の脆弱さや就労をはじめ生活全般への不安等、多岐にわたることが想定されます。特に、20歳代の方々の脱首都圏についての関心が非常に高まっている様であり、この傾向は、全国の過密都市部にも共通するものでもあろうと思います。この様な状況から、全国の地方自治体が移住者の受け入れ施策に注力している事は、当然の事であります。

石川県内でも、例えばかほく市では、転入者の新築の助成基本額は80万円、加算があれば最大で200万円となっています。また、2022年度の施策の中に転出抑

施策として若者マイホーム取得奨励金を拡充し、住宅取得助成金の基本額を30万円から50万円にし、中古の場合は10万円を20万円にするとのものが含まれています。2020年度におけるマイホーム取得奨励金申請件数は216件で過去最多となり、以後も好調に推移しているとの事であります。

また、出生数は2018年度には過去最多の313人を記録し、本年度は現時点で280人前後の様相であります。

その他の社会インフラの整備と共にこれらの連続しての各種施策が奏功しており、かほく市では2015年度から6年連続で人口が増えています。

一方、能美市の住宅取得の支援策としては県外からの転入の場合、支援金額を最大で220万円とし、他の補助金を利用すれば最大で255万円まで可能とされています。

また、能美市では2022年度から移住定住促進協議会に企業や団体の外部メンバーを加えて専任スタッフを配置し、協議会の運営経費は1,000万円とし、体験施設の事業費として400万円、更に移住希望者には伴走型として支援する事を目指すとしています。

この2市をはじめ、加賀地区の自治体の多くが住みよさランクが全国上位にあるのは周知の通りかと思えます。その他の県内自治体においても競い合う様にさまざまな移住・定住支援策が際限なく講じられている状況にあります。それぞれの地域の将来像を考えた時には、企業誘致とともに生産年齢にある就業者やその家族の受け入れ施策は地域活力を維持し活性化を図るために大切である事は言うまでもありません。

以上の様な観点から、志賀町の移住定住施策について具体的には以下の4点について質問をいたします。答弁をお願いします。

第1には、移住希望者の発掘・発見とアプローチをどの様に行っているのか。

第2には、移住者に対する助成金などの経済的な支援策は、県内の他の自治体と比べてどの程度魅力あるものとなっているのか。

第3には、転出者の抑止策をどの様に行っているのか。

第4には、移住定住者支援の組織体制は十分なものとなっているのか。

以上の4点の項目について、お示しを頂きたいと思えます。

**南正紀議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

林議員の移住定住施策についてのご質問にお答えいたします。

少子高齢化の進行、人口減少対策が全国の自治体における大きな課題となる中で、本町では、志賀町総合計画及び志賀町創生総合戦略において、若い世代の移住定住の促進を重点施策に掲げ、雇用の場の創出、住環境の整備、教育・子育て環境の充実を図ってきたところであります。

まず、雇用の場の創出については、能登中核工業団地を中心とした企業誘致を積極的に推進するとともに、既存企業への事業拡大に対する支援などを行い、雇用の場の創出と確保につなげてきました。

住環境の整備については、既に完売となりましたが、みらいとうぶ79区画の住宅地の整備を進め、良質な住宅地の提供を行ってきたところであります。

また、提案理由でも申し上げましたが、現在、みらいとうぶ周辺に新たな住宅地を造成する計画であり、今後も需給バランスを見ながら整備を進めるとともに、分譲にあたっては、みらいとうぶと同様に、魅力ある奨励金制度を検討していきたいと考えております。

教育・子育て環境については、志賀小学校、放課後児童クラブの整備や認定こども園すばる幼稚園の移転に対する支援など、ハード面に係る事業を推進し、ソフト面では、結婚新生活支援事業をはじめ、妊産婦医療費や子ども医療費助成、学校給食費の無料化など、結婚から出産、子育てに至るまで、切れ目のない手厚い支援を行ってきたところであります。

町としては、近隣市町においても、新たな住宅地の整備などを行い、若い世代を呼び込むための事業が実施されている中で、今後も、効果のある事業を積極的に推進していくとともに、県内でもトップクラスの手厚い助成制度を幅広くPRし、本町への移住定住につなげていきたいと考えております。

以上、林議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、詳細につきましては、担当課長から答弁させますので、宜しくお願いします。

**南正紀議長** 山下企画財政課ふるさと創生室長。

**山下光雄企画財政課ふるさと創生室長** 議長。

林議員の移住定住施策についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、移住希望者の発掘・発見とアプローチの方策についてであります。

本町では、若い世代の移住定住を促進するため、平成29年度に企画財政課内にふるさと創生室を設置し、移住希望者へのPR活動等を推進してきました。

平成29年度から令和元年度においては、県のいしかわ就職・定住総合サポートセンター、通称アイラックが開催する首都圏でのイベントや石川県人祭などに積極的に参加してきました。

また、町独自の施策として、平成28年度に大和ハウス工業株式会社と締結した移住定住に係る連携協定に基づき、大和ハウスが主催する首都圏や大阪でのイベントに参加し、積極的なPRを行ってきました。

令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大により、オンラインを通じたPR活動を実施してきたところであり、県主催のイベントには6回参加、大和ハウスとの共同イベントを5回開催するなどし、移住希望者の発掘・発見に努めております。

また、昨年度、移住希望者向けのホームページ「しかまちぐらし」を更新し、本町の豊かな自然景観や食文化などを紹介するとともに、動画によるバーチャル移住体験ができる内容を盛り込むなどし、本町の魅力発信に努めてきたところでもあります。

こうした取組を通して、移住を希望される方には、3つの移住スタイルを提案しております。

1つ目は、大和ハウスの能登志賀の郷リゾートの森林住宅地での暮らし、2つ目は、空き家バンクを利用した田舎暮らし、3つ目は、みらいとうぶ周辺の通園・通学、買い物などに便利な市街地での暮らしです。

中でも、カフェやレストランが点在する自然豊かで、ゆったりとした時間が過ごせる森林住宅地での暮らしが人気となっており、他の自治体にはない本町の大きな強みとなっております。

町としては、今後も感染状況を見ながら、アイラックや大和ハウスとの連携を図り、移住希望者への情報発信に努めていきたいと考えております。

次に、移住者に対する経済的な支援策についてであります。

本町では、移住者等に対するさまざまな助成制度を創設し、幅広い支援を行っております。

住まいに関する支援については、家を新築される方には、夫婦と子ども2人の家族移住で最大170万円の住まいづくり奨励金を、また、みらいとうぶへ移住された方には、最大370万円のみらいとうぶ定住促進奨励金を交付してきました。

さらに、空き家を購入しリフォームする方には、最大100万円の空家リフォーム再生等助成金、アパート等の部屋を借りる方には、家賃の2分の1、上限月額2万円を最大3年間にわたり助成する賃貸住宅家賃助成金を交付してきたところでもあります。

また、今年度新たに、本町への移住体験などのために町内施設に宿泊した方に対し、宿泊費の一部を助成する移住体験宿泊補助金制度を創設しております。

仕事に関しては、Uターン・Iターン者が町内企業に就業した場合には、2年間で20万円を交付するふるさと就業促進奨励金を、町内で新たに起業される方には、最大300万円の起業・創業支援事業費補助金を交付しております。

ご質問の県内他自治体の支援策との比較については、各市町において、それぞれの実情に応じたさまざまな助成制度を設けており、一概に比較することはできませんが、先程も町長が申し上げたとおり、本町の助成制度は、県内でもトップクラスの手厚い内容となっております。

平成28年度の助成制度創設以来、現在までに、Uターン・Iターン者に対する就業促進奨励金の交付実績は37件、住まいづくり奨励金は30件、空家リフォーム再生等助成金は44件、賃貸住宅家賃助成金は39件交付しており、これらの支援策は、本町への移住を決める大きなきっかけになったものと考えております。

次に、転出者の抑止策についてであります。

町では、このことに対処するため、これまで、雇用の場の創出、住環境の整備、教育・子育て環境の充実などにより、魅力あるまちづくりを進め、若い世代の都市部への流出の抑制に努めてきたところであります。

雇用の場の創出に関しては、進学や就職に伴う若者の町外への流出が転出超過の大きな要因となっていることから、就職面での抑止策として、Uターン・Iターン者とは別に、町内在住の新規学卒者が地元企業などに就業した場合、2年間で10万円を交付するふるさと就業促進奨励金制度を創設したほか、町内企業の就職説明会などを開催し、若い世代の町内企業への就業を促進してきたところであります。

また、住環境の整備に関しては、みらいとうぶ79区画の住宅地を整備し、完売したところであり、購入者の内訳としては、町外からの移住者が約3分の1、町内在住者が3分の2となっており、転出者の抑制に大きな効果があったものと考えております。町としては、今後も、雇用の場の創出と良質な住環境の整備などを推進し、若い世代の転出抑制に努めていきたいと考えております。

続いて、移住定住者支援の組織体制についてであります。

ふるさと創生室では、移住を希望する皆様の窓口として、各種の相談にワンストップで対応しております。

相談内容も、移住に係る助成制度や仕事、空き家やみらいとうぶの住宅地などの住まいに関する事、保育園や小学校を見たいなど、多岐にわたりますが、ふるさと創生室が相談窓口として、また、調整役として関係各課に引き継ぐなどし、適切に対応しているところであり、現体制で十分対応できているものと考えております。

今後も、移住を希望される方にとって、ふるさと創生室が町の第一印象となる窓口であることを認識のうえ、丁寧な対応に努め、一人でも多くの方の移住定住につなげていきたいと考えております。

以上、林議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 林一夫君。

**林一夫議員** はい、議長。

答弁ありがとうございます。

今日の朝刊でも皆さんご覧になっているかと思うんですけども、各自治体ほんとにこの移住定住というところはかなり力を入れていることが伺えると思うんです。それで今ほど説明いただいたような内容をいろんな機会を通じてこれからもどんどん発信をして、人口減少にぜひ歯止めをかけていただきたいとこのように思いますので、具体的なことについてはまた委員会等で気づくことがあれば発言をさせていただきます。

それでは次のテーマに移ります。

志賀町における新規就農者支援策について質問をいたします。

少し古い統計数値ではありますが、2015年における志賀町の第一次産業従事者の人口割合は10パーセントとなっており、石川県全体での割合3.1パーセントを



大きく上回っています。経営耕地面積も約30平方キロメートル、町全体面積の12パーセントとなっております。特に、農業においては、稲作やころ柿、赤土西瓜の栽培が盛んとされています。衰退、減少の傾向にあるとは言え、これらの蓄積された経営資源を有効に生かし、将来に繋げることが志賀町の農業はもとより、農業関連産業の活性化、ひいては町全体の経済振興にとっても大変に重要なことと考えます。

昨年11月の農林水産省の発表によれば、2022年度において49歳以下の新規就農者の支援策を刷新するとしており、その内容では最大1千万円の一括支援や農業法人などへの助成期間を5年まで延長とするとともに、助成額を最大396万円とするとしています。

親元での就農による経営継承も支援対象とされており、今日の状況下ではこの新規就農者支援策は極めて有効な農業経営・維持に対する支援・施策であると考えます。私の居住地周辺でも、農業経営者の高齢化や担い手不足による経営継続に対する懸念・不安も現実味を帯びてきています。

稲作においては、圃場整備を終えた既存の優良農地、機械器具、従事者の知識や技能等の経営資源の維持と活用は、近未来の地域農業の維持と活性化には極めて重要な事項であります。今こそ行政の積極的な関与により就農希望者や関心のある方の発掘・支援を行うべきであります。行政職員が就農計画書作成や認定を受けるための事務手続きの支援・サポート等を就農者と伴走しながら行うべきであります。同時に国の制度に上乘せして、町独自の支援策を講じて農地や経営資源を守り、後世に伝えるべきであります。町の対応についてお示し下さい。

**南正紀議長** 大谷農林水産課長。

**大谷清樹農林水産課長** はい、議長。

林議員の新規就農者支援策についてのご質問にお答えいたします。

農業を取り巻く環境は厳しく、全国的に見ても農業従事者が5年間で23パーセント減少していることから、国では令和4年度から農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、これまでの経営開始資金制度に加え機械設備等の導入のリスクに対し支援する制度として経営発展支援事業が追加されることとなります。

経営発展支援事業については、経営開始資金を受けない場合1,000万円、資金を受ける場合は500万円が補助対象事業費の上限額となり、その事業費に対して

国、県併せて75パーセントを補助する内容となっております。

議員ご指摘の支援策の活用については、新規作物導入の条件等により従来の制度では事業採択をあきらめていた親の元で就農している農業者に対しても5年以内に経営継承することを条件に採択が可能となることから、本町でも支援の対象となる農業者が想定されますので、県、JAなどの各関係機関と連携して、こうした方にも積極的に制度の周知を図り、新規就農者の増加に取り組んでいきたいと考えております。

また、町独自の支援については国の経営開始の支援額が拡充されましたが、就農者数や定着率が伸び悩んでいることに鑑み、前向きに検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、林議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 林一夫君。

**林一夫議員** はい。答弁ありがとうございます。

町独自の支援策についても前向きに検討していただけるというご返事をいただきましたので、どうかよろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは次のテーマに移ります。

志賀町での森林環境譲与税の活用策についてお尋ねをいたします。

気候変動対策の一環として設けられて、森林の整備や保全のために国から地方自治体に配分されている森林環境譲与税に関して、2019年度、2020年度の2か年に全国の市区町村に配分された資金の54パーセントにあたる271億円が使われることなく基金に積み立てられているとのことであります。

SDGsへの取り組みが叫ばれる今日にあって残念な状況にあります。志賀町でも当初予算ベースでは2019年度からの3か年合計では約4,420万円が配分されていることになっています。

また来年度では、2,306万1,000円が歳入として予算計上されています。この森林環境譲与税とその他の財源とを組み合わせることで保全作業に入るための進入道路等のインフラ整備を行い、森林の整備と保全、同時に脱炭素社会に向けての環境対策を行うべきではないでしょうか。

志賀町において、今現在までにこの森林環境譲与税をどのような事業に充てて、その成果はどのようなものがあつたのか、無かつたのか。現状を示して頂くととも

に、今後の計画に付いてもお示し頂きたいと思えます。

よろしくお願ひいたします。

**南正紀議長** 大谷農林水産課長。

**大谷清樹農林水産課長** はい、議長。

林議員の森林環境譲与税の活用についてのご質問にお答えいたします。

森林環境譲与税は、森林整備等に必要な地方財源を確保する観点から創設された森林環境税を財源とするものです。森林環境税の賦課徴収は、令和6年度から開始することとされていますが、国では、喫緊の課題である森林整備に対応するため、他の財源で令和元年度から都道府県や市町村に対し配分されております。

これは、スギやヒノキなどの人工林が、木材として利用可能な時期を迎えた中、林業の低迷や森林所有者の世代交代により山林への関心が薄れ、適切な森林の経営管理が行われていないことから、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることを目的として、森林経営管理に必要な財源に充当されるものです。

本町では、この制度創設の趣旨を踏まえ、手入れ不足人工林の間伐等を中心に活用しており、令和元年度は、838万5千円が配分され、内321万2千円で、4.94ヘクタールを整備し、令和2年度では、1,781万8千円が配分され、内911万4千円で、13.71ヘクタールを整備しており、それぞれの残金は基金に積立しております。

本年度においては、1,775万4千円の配分が見込まれ、内1,115万円を活用し、約16.59ヘクタールの整備を実施しております。

現在、可能な限り事業を進めておりますが、森林整備に着手するまでには境界の明確化や施行地の選木調査等で時間を有することから、年間の整備面積が限られ配分額すべてを活用出来ないことから、一部を基金に積立しております。

基金については、今後、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図れるような事業を検討し、積極的に活用していきたいと考えております。

町としては、今後も森林所有者や集落からの相談や要望、また、手入れ不足人工林が多い山林を調査し、森林所有者の意向調査を進め、可能な限り、手入れ不足人工林の整備を中心に、更なる多面的機能の維持促進を図っていききたいと考えております。

以上、林議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 林一夫君。

**林一夫議員** はい。答弁ありがとうございます。

今ほどの答弁の中にもありましたように令和6年から環境税が導入される、そして国民一人当たり1,000円の負担を求めていくというものですので、今後さらにこのお金を使ってですね、財源を使って、脱炭素社会に向かっていくと、これは世界的なテーマであろうというふうに思いますので、基金に積んでおいてもなんら成果は表れてこないと思いますので、有効活用目指して今からアイデアを絞っておいてほしいなと思います。よろしくをお願いします。

最後の質問になります。

志賀町での生活保護世帯の現状をお尋ねいたします。

厚生労働省の発表では、昨年11月の全国での生活保護申請件数は1か月間で2万1,093件であり、前年同期に比べて10.6パーセント増えたとなっております。増加は7か月連続であり、雇用情勢の悪化と利用方法等についての周知活動が申請件数の増加要因とされています。感染症拡大の影響やその他の要因により、それぞれに生活環境が大きく変わる事は、誰の身にも直ぐにでも起こり得ることです。現状の日本では、人口の1.6パーセントの方が生活保護を受けていて約214万人であります。内、65歳以上の高齢者が45パーセントを占めています。この受給率は、先進諸外国よりもかなり低いと言われており、その理由が申請資格があるにも拘わらず、利用していない方が多いということによるものです。その結果、資格者であって生活保護を利用している方の割合、いわゆる捕捉率は2割程度となっております。その利用しない理由は恥、負い目からと言われていています。これはスティグマと表現されています。2015年の国連サミットで採択され、日本でも取り組みが広がりつつあるSDGsへの取り組みの理念は、誰一人取り残さない社会づくりとなっております。申請をためらい躊躇している方もおられる様になります。プライバシーや自尊心に配慮しながら、行政が積極的に支援の手を差し伸べるべきであろうと思います。生活困窮者に手を差し伸べる優しい自治体を目指して行く事を通して誰もが住み続けていくことへの安心感を持ち、また、生活困難者も再起に向けての活力を得て行くものと思います。これらが相まって、定住人口維持の一助となる事も期待されます。現在石川県では7,000人程の方々が生活保護対象者と思われませんが、志賀町はどのような状況にあるのかをお示し下

さい。

**南正紀議長** 村井健康福祉課長。

**村井直健康福祉課長** はい、議長。

林議員の生活保護世帯の支援についてのご質問にお答えをいたします。

まず、志賀町における生活保護申請の現況についてであります。

現在、本町では32世帯34人が受給しており、令和3年度の申請件数は6件で、受給が決定されております。

全国には新型コロナウイルスの影響により、職を失い生活困窮に陥る方が多くなっていると報道等にありますが、本町においては、新型コロナに関連した生活困窮相談はありません。

受給者の状況ですが、年齢層は高齢者が多く、その要因として、現役時代に公的年金の掛金が不払いであったため、年金受給年齢に達しても生活に必要な金額を受け取れず、生活困窮に陥った方が大半を占め、きょうだいや子どもがいるにも関わらず、さまざまな理由により、親族から支援を受けられない方が多くおります。

生活保護は、生活困窮の相談から始まり、就労や家計改善などあらゆる支援を講じても自立の可能性がない方が受給する制度であり、膨大な時間と労力をかけて対応をしております。相談窓口は町健康福祉課で行っていますが、申請先は県であり、県が審査して受給を決定しております。

続いて、生活保護申請を積極的に行うように周知活動や環境整備を行い、プライバシーの保護などに配慮し、生活支援を進めよ。についてです。

生活保護は、憲法第25条に規定する生存権を根拠に最低限度の生活を保障する国の扶助制度であります。

生活困窮者にとりましては最後の砦となるもので、必ずしも生活改善の第一選択肢に挙げる制度ではありません。

生活保護に至るまでには、まずはその方に対して、現況・能力に応じた就労支援や、家計改善支援による生活改善・再建などを行いながら、自立した生活を送ることができるよう丁寧な支援をいたします。そのうえで、改善を試みても自立できず、資産状況や親族等の支援状況などから生活ができないと判断された場合にのみ、生活保護の申請に至ることになります。

相談は、役場窓口や電話でのほか、社会福祉協議会、民生委員・児童委員を通しての依頼があり、生活での見守りが必要な場合は、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等にも協力をお願いし、食料支援のほか、異常があればすぐに連絡を取れるよう連携を図っております。

一般的に、生活保護制度は行政側から積極的な周知をするまでもなく、すでに広く知られているものと解しており、生活相談が個人のプライバシーに大きく関わる内容であるため、秘密裏に相談のできる環境づくりに配慮しております。

このため、積極的に広報を行ったり、あっせんするような制度ではなく、最大限の注意を払って対応をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、林議員の質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 林一夫君。

**林一夫議員** はい。引き続きよろしくお願いをいたします。

変革する時代にあって、基礎的自治体にとっては、ますます、行政課題が増えていくものと思われま。

本日は、志賀町の若手職員の皆様にも議会傍聴をされておられますが、今後さらに自治体職員としての使命感をもって、職務に当たられます様に期待をして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

**南正紀議長** 3番 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい、議長。

おはようございます。3番 福田晃悦です。

本日の一般質問でも取り上げますが、先日新しく移転した私立すばる幼稚園の入園の集いに保護者として参加してきました。コロナ感染症対策と思われまますが、玄関から説明会の部屋などの経路が限定されており、見える箇所は限られておりましたが、この限られた場所だけでも十分に施設のすばらしさが垣間見え、私がすばる幼稚園に通うわけではありまませんが、送迎する親の立場として心踊る気持ちになりました。

一方、今年度を持って閉園となる、私も通った愛着がある町立土田保育園ですが、昭和51年から45年続いた締めくくりとしてなにか催しがあるのかと期待しておりましたが、しかしこちらもやはりコロナの影響で催しは開けず3月31日で閉

園となるそうです。

なんと私は2番目の子が年長組であったので卒園式は出席できますが、ほかの親御さんはなんとも味気ない門出となります。その2番目の子も4月にはマスク姿の入学式となり、いつまでこのマスク生活が続くのかと思う今日この頃であります。

それでは私の一般質問に移らせていただきます。

最初に志賀地域公立保育園の統廃合についてお聞きいたします。

志賀地域の公立保育園の入所児童数については、合併時の平成17年度末の442人から、現在半数以下の202人まで減少しており、一段と少子化が進行しており、将来人口の推計を見ましても、さらなる児童数の減少は避けて通れない状況となっております。

認定こども園すばる幼稚園が定員250名規模で本年4年4月に開園しますと、現在と同じ児童数を確保することはさらに難しくなり、志賀地域の保育施設の再編は待ったなしの課題であります。

公立保育園の建設・運営に対しては、国の三位一体改革により補助金が廃止され国の財政支援が受けられなくなりました。

その一方で、民間の建設・運営については国・県・町の負担割合に応じた負担金があり、町の財政負担は大幅に軽減される状況となっております。これは保育環境の充実を民間の力を活用して行うといった国の方針によるものです。

令和2年9月の南正紀議員の一般質問の答弁で町長は「町としては、国のこうした方針を踏まえ町財政の負担軽減を図っていくため、すばる幼稚園の移転を機に公立保育園の児童を段階的にすばる幼稚園へ移管していきたい。具体的には、すばる幼稚園が令和4年4月に移転することから、まず施設の老朽化が著しい土田保育園を令和3年度末をもって休止し、その後児童数の推移を見ながら、できるだけ早い時期に中甘田保育園を休止することで志賀地域の公立保育園を高浜保育園1園にしたい」と述べられております。

規模の小さい保育施設から規模の大きい保育施設にかわる乳幼児にとって環境の大きな変化への順応が心配される部分もありますが、今後の明確な保育施設の配置スケジュールを一日も早く親御さんに示すことで、すばる幼稚園にするのか、町立高浜保育園にするのか、また町外の保育施設にするのかといった選択できる

期間や、次の保育園に行くための準備の期間がより多く担保できると考えます。  
今後の計画をできる限り早く明確にし、お父さんお母さんの不安を前向きな期待  
に変える努力が必要かと考えますが町長のお考えをお聞かせください。

**南正紀議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

福田議員の町内保育園施設の統廃合計画についてのご質問にお答えいたします。

このことについては、令和2年9月の定例会において、南正紀議員からの同様  
のご質問に対して、「すばる幼稚園の移転を機に、土田保育園を令和3年度で休  
止し、その後児童数の推移を見ながら早い時期に中甘田保育園を休止することで  
志賀地域の公立保育園を高浜保育園1園にしたい」とお答えしたところでありま  
す。

新年度の公立保育園の入所申込状況については、年度途中の入所予定者も含め、  
高浜保育園では、定員145人に対し112人、中甘田保育園では70人に対し35人、と  
ぎ保育園では126人に対し60人となっており、土田保育園を廃止しても、すべて  
の施設で定員を下回っている状況にあります。

すばる幼稚園については、4月当初は193人ではありますが、昨年より20人以上  
多く、また、年度途中の入所により、さらに20人以上増える傾向にあると聞いて  
おります。

昨年4月以降の出生数を見ても、本日現在、志賀地域で44人、富来地域で9人、  
計53人と、急激に少子化が進行しており、将来人口の推計でも、さらなる児童数  
の減少は、避けて通れない状況にあります。

このような児童数の推移から判断しますと、中甘田保育園を令和4年度をもつ  
て廃止し、令和5年度から志賀地域の公立保育園を高浜保育園1園にしたいと考  
えており、保護者の皆さんには、今後、説明会などで丁寧に説明をしていきたい  
と思っております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい、議長。

中甘田保育園、令和4年度で休止ということではありますが、土田保育園もあり  
ましたけども、子どもさんと親御さんもあるんですけど、中に配置される職員の



方もどういうふうになるのかと考える方もおいでだと思いますので、職員の方に対する配慮をお願いしたいのと、これはまだ先になるかもしれないんですけども、ゆくゆくその廃園になった保育園を取壊しが行われるとして、またその跡地利用のことにしても今後また検討していただきたく思います。

次の質問に移ります。

次の質問です。新型コロナワクチンの接種計画についてです。

新型コロナワクチンの3回目接種に関して富山、石川両県で、一般高齢者に続き、64歳以下についても接種間隔を現行の7か月以上から6か月以上に短縮する自治体が出てきました。砺波、氷見、高岡各市に加え、富山市なども前倒しの方針を決め、白山市は先月21日から接種券を配布し、予約受け付けを26日に開始し、金沢市は3月中旬から対応するとのことでした。

しかし、現状では、富山、石川両県とも3回目接種が伸び悩んでおり、思うように進まない要因の一つは、2回目接種までファイザー製を打った人が約8割を占める一方、ワクチンの供給の約6割がモデルナ製で、異なるワクチンを打つ交互相種を敬遠する人が多いとみられます。

石川県が先月11日から13日の3連休に開設したモデルナ製使用の接種センターでは計1,080人の予約枠に対し、接種者は908人であり、稼働率をさらに上げるためには、全世代の接種間隔を6か月以上に短縮して対象者を増やし、早期接種を望む人から速やかに打っていく体制を検討すべきであり、病院や高齢者施設のほか、学校や保育所でもクラスターが多数発生していることから、ワクチンの種類よりスピードを重視して接種したいとする需要は高まっております。

国は接種間隔について、昨年12月、医療従事者や高齢者施設と職員に限定して8か月以上から6か月以上に前倒ししましたが、今年に入って対象を拡大しました。この方針変更を受けて、2月から広島市や大阪市、群馬県など全国の自治体で64歳以下の接種間隔を6か月以上とする動きが広がり始めており、抗体量を増やすワクチンの追加接種が感染拡大に歯止めをかける有効な策として、少しでも早く普及させたい狙いだからであります。

政府は、早期に1日あたりの接種を100万回に引き上げる目標を掲げ、接種率の向上に取り組んでいますが、ワクチンの供給量が増えない以上、ペースアップはモデルナ製をどれだけ活用できるかにかかっており、交互相種の安全性につい

でももっと理解が広がるよう積極的な情報発信を求める目的であります。

65歳以上で2月末まで3回目のワクチンを打った接種率は石川県が52.9パーセント、富山県が51.7パーセントとの事ですが、全国平均の51.7パーセントと同程度とはいえ、基礎疾患のある高齢者が感染後、容体が急変させる事例が増えており、もっと接種ペースを上げるべきと考えます。本町においても今年1月から開始したワクチンの3回目追加接種について、最新の接種率とその接種率についての所感をお聞かせください。

また、石川県に適用されている新型コロナ対策のまん延防止等重点措置の再延長が先日決まりました。3月6日を期限としていた31都道府県のうち、18都道府県が21日までの延長となり、13県が解除されました。

政府分科会の尾身会長は2月の参議院予算委員会で感染状況の見通しについて、第6波の感染者が減少しないまま第7波に入る可能性が否定できないと見解を示し、オミクロン株の派生株の進出に加え、年度替わりで人の往来が増えるなど感染拡大を招く懸念が拭えないためとみられます。

石川、富山両県ともクラスターが目立つのは福祉、保育施設や学校であり、石川県の場合2月のクラスター38件の半数が高齢者施設で、入院者に占める高齢者は8割に上ります。まん延防止を延長しても、対策は飲食店より高齢者や子どもの施設に軸足を置くべきであり、延長措置は警戒感を維持する意味はありますが、重点化する箇所が変わっていることを周知し、対策強化に力を合わせるべきであります。

石川県は、園児や保育士の感染が確認された保育施設を一律休園にする方針とし、原則休園にしないとする国の方針と異なりますが、接触を避けるべく予防対策に限界がある保育現場を考慮し、早期休園で二次感染の拡大を防ぐ狙いがあります。ただ、子どもの預け先がない共働きの家庭が多く、保護者が休園に応じて仕事を休めるよう事業所に対する協力の呼び掛けにも力を入れワクチンを接種する子ども達への迅速な接種体制の構築も必要であります。

本町では、5歳以上11歳以下の小児への接種についてですが、今月17日から300人分の接種が開始されるとの事ですが、以下の3点についてお聞かせください。

1点目は平日の接種の場合、保育施設や小学校との調整についてであります、

初回接種が3月17日の木曜日であります。園児は、午前、小学生は午後といったような調整があるのでしょうか。また、この初回に接種した場合の2回目の接種は4月7日であり、小学校の入学式と重なります。学校との調整があればお聞かせください。

2つ目は副反応が出た場合の保育施設や小学校の欠席の取り扱いについてです。接種翌日や数日、副反応が起こる場合もあると聞いておりますがワクチン接種後の副反応とみられる欠席の取り扱いについてお聞かせください。

3点目は町内の小児対象者が795名ですが、先日の全員協議会の説明資料で接種希望者が予定数300人を上回る場合、接種日を追加するとありますが、接種日が追加となる場合についての判断基準についてお聞かせください。以上です。

**南正紀議長** 村井健康福祉課長。

**村井直健康福祉課長** はい、議長。

福田議員の新型コロナワクチンの接種計画についての質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナワクチン追加接種3回目について、本町の接種率とその所感についてです。

本町の全体の接種率は速報値で、33パーセントになります。この接種率については、他の市町と同程度とみており、今後は65歳未満の接種開始により、一層、伸びていくものと思います。

予約状況についてですが、1回・2回目の時と比べますと落ち着いています。前回は一斉に接種券を発送したため、一時的に予約が殺到し、電話がつながらないことで多くの苦情がありました。

今回の追加接種では、2回目の接種から7か月又は6か月经過した方から月ごとに接種券を送付しているため、順調に推移をしています。

また、本町では、交接種を敬遠するような大きな動きは今のところなく、モデルナ社製ワクチンを使用する集団接種の予約も順調に進んでいます。

接種会場では大きなトラブルはなく、予定どおり進んでおり、担当医師及び関係者の協力のお陰であると感謝しております。

今後も引き続き、接種事業に力を入れてまいります。

続いて、5歳以上11歳以下の小児の接種についてです。

まず、接種日が平日の場合の保育施設や小学校との調整についてです。

小児のワクチン接種は、町内唯一の小児科がある志賀クリニックの医師が担当しますが、一般診療への影響を考慮し、休診の時間帯でしか対応できないため、木曜日と土曜日の午後に接種を行うこととしましたので、いずれも午前中の接種には対応できません。

また、木曜日の接種については、国が予防接種法上の努力義務規定の適用を除外する扱いとしたため、町は、保育園・学校に対して接種勧奨のための便宜を依頼することはできません。したがって、保護者の意向により適宜、早退等の対応をしていただくことになります。

平日にどうしてもご都合の悪い方は、土曜日の午後にも接種ができますので、入学式やご家庭の都合などに合わせて、適宜、接種の曜日を選んでいただきますようお願いいたします。

続いて、副反応が出た場合の小学校の欠席の取り扱いについてですが、文部科学省からの事務連絡において、副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法の規定により、出席停止の扱いとなり、欠席にはなりません。

また、発熱等の風邪の症状以外があった場合においても、児童生徒や保護者から状況を聴取し、校長の判断により、出席停止とすることができるとされており、本町では、この事務連絡に沿った対応をとっているところです。

保育園についても学校に準じた対応をとっています。

続いて、接種希望者が予定数を上回る場合、接種日を追加する判断基準についてです。

計画では1日当たり60人、5日間で300人の接種を予定しています。これは、ワクチンの配分状況や接種時間帯、国が接種勧奨としないことなどを考慮し、担当医師と協議して設定したものであります。

予約状況を見て300人を上回るようであれば、1日の予約数を増やす、又は接種日を追加するなどして希望者全員が接種できるよう対応してまいります。

なお、接種券に同封する案内チラシにも記載しておりますが、その際には、防災行政無線、タウンメール配信、ホームページ等でお知らせします。

以上、福田議員の質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** 議長。

昨日私のところにもワクチンの子どもの接種券届きました。私はすぐに、早速開いて予約させていただいたんですけども、やはりあの今までの一般接種と比べるとインターネットの予約がそれほど減りが少ないというか、それほど極端に押し掛ける状況になかったので、親御さんにとってもやっぱり温度差というか様子見られてる方が非常に多いんだなというふうな感じを受けました。一般接種とちょっと接種の段階は違うということと、非常に様子をみているというかやっぱり安全なのかというふうな、非常に親御さんが心配している方もおりますので、引き続き機会があれば、状況としてはそれほど副反応がでている状況というのを示めして、打ってもいいんだなと思う親御さんがでるような情報発信の方を引き続きしていただきたいと思います。

最後の質問です。志賀町プレミアム商品券・食事券についてです。

最近の話ですが、賑わいのあった、金沢市内やその近郊を車で走ると廃業してしまった店も時折目にしますし、地域経済は大変なことになっていると感じもします。理由は言うまでもない新型コロナウイルスの影響であり、コロナへの感染警戒で人々の外出が減り、外出が減れば当然に買物の機会も減ります。また、コロナへの不安感が増せばお金を使おうとする気持ちよりも、万が一のために貯めておこうとする気持ちが強くなり、財布の紐が固くなり、さらに、コロナで勤め先の業績が悪くなりボーナスも減っている企業も多く、個人の財布の中身も減っております。

このように、外出しない、不安で財布の紐が固くなる、財布の中身も減っていることなどから、地域の店や飲食店でお金を使うことがめっきりと減ってしまっており、それが店の経営を行き詰まらせ、景気を悪化させる大きな要因になっております。

こうした状況を受け、県内の各市町では、ご存じプレミアム付の商品券を発行しており、本町においても、コロナ感染拡大で影響がでている町内の事業者様を、買って応援、食べて応援することを目的に、商品券は1.5倍、食事券は1.8倍のプレミアム率で昨年7月に販売されました。どちらも使用期限は終了しておりますが、お得感を持たせる事で多くの人に使ってもらえるようになっており、飲食店

はもとより、さまざまな町の事業者様の助けになったと聞いております。使用期限も設けてある理由については、それによりコロナで急激に落ちてしまった店の売り上げを早めに回復させるのが狙いであり、また、所得が減ってしまった個人の生活支援・所得補填の目的でもあります。

さて、プレミアム商品券は発行することで、プレミアム商品券のプレミアム分以上の効果があるため、冷え込んだ経済の対策経済波及効果というものも期待でき、自治体がプレミアム商品券を発行することで、日常の消費以上に商品券がきっかけとなったプラスの消費や商品券に上乗せして支払った消費が生まれます。具体的に説明すれば、プレミアム商品券はお得だから、せっかくだから予定になかった買い物をしたとか、プレミアム分が貰えた訳だからより高い値段の買い物をしたなどです。

また、最近大きく伸びているネットで買っていたものを地元で買うことで、この分も地元の小売店や飲食店を通じて地域経済にお金が落ちることになります。ただ、本来購入すべきものを商品券で買っただけという需要の先食いや、プレミアムで浮いた分を貯金に回すという事も必ず生じることもあり、その分は効果から外して考えなくてはなりません。全てがこうした部分に消えてしまう訳ではありません。

少し前の他の自治体の例ですが、平成27年に長野市が行った調査ながのプレミアム商品券の経済波及効果については、長野市がプレミアムで付けた額の2.2倍が使われたという消費喚起の効果が分かっているとのことでした。

人々の消費行動は数年では大きく変化しないため、本町においても数字は違えど、同様の効果はあったのではないのでしょうか。

そして何よりも、プレミアム商品券の効果を最大限発揮するためには、今回の商品券をきっかけにそれぞれの店の魅力を来店したお客さんに伝え、継続的な消費増加につながることであり、コロナの収束には多少時間がかかるものと思いますが、このプレミアム商品券のように皆で知恵を絞り出し、コロナに負けてたまるかと闘っていくことが必要な時期であると考えます。

本町における最終の利用率と、最終的な経済効果を本事業の総括も含めて、町長の所感をお聞かせください。

**南正紀議長** 荒川商工観光課長。

**荒川健康福祉課長** はい、議長。

福田議員の志賀町プレミアム商品券・食事券についての質問にお答えをいたします。

志賀町プレミアム商品券・食事券については、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大による時短要請や外出自粛等により、大きな影響を受けている町内事業者と地域経済の悪化に伴い、厳しい状況にある町民生活を支援し、幅広い消費の喚起と町内経済の活性化を図るため、商工会とタイアップし、昨年7月から発行したところであります。

商品券は2万2,059冊、1億6,544万2,500円分、食事券は1万8,217冊、1億6,395万3,000円分が販売され、利用率は、商品券が99.5パーセント、食事券が98.5パーセントとなっており合わせて約3億2,600万円の経済効果が生まれ、多くの事業者や住民の皆様から売り上げの回復や生活支援につながったと、好評をいただいております。

また、商品券・食事券の発行事業は、町外への消費流出を防ぎ、町内消費を喚起し、取扱店のみならず、生産者や納入業者など、幅広い業種への経済波及効果が生じたものと思われ、十分な事業効果が得られたものと考えております。

未だにコロナの収束が見通せない中で、地域経済の早期回復はもとより、町内の小売店や飲食店等の消費喚起につながるよう、商工会等とも連携を図ってまいります。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい。

ご答弁で、食事券がこの段階でまだ50パーセント台でまだ使われなかった額がまだまだあったということで心配しとったんですけども、ほぼ100パーセントに近いパーセンテージで使用されたという事を聞いてだいぶ安心しました。ただ今後の商品券・食事券に関してはいったん終了しますけども、コロナの影響がまだまだ続いてこれからまだまだ対応がいるのかなと思うので、その対応が商品券になるのか何になるのかというのは、またいろんな事業者さんから聞いて効果的なものをまた検討をしてもらえればと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

**南正紀議長** ここで、都合により、議事進行を副議長と交代します。

**福田晃悦副議長** それでは、発言を許します。

**南正紀議員** 副議長。

**福田晃悦副議長** 5番 南正紀君。

**南正紀議員** おはようございます。5番 南正紀です。

冒頭、ロシアの侵攻によりウクライナ全土が戦火に見舞われていますことをたいへん憂慮しますとともに、一刻も早く停戦に至り、罪のない命が失われることがないように心からお祈りを申し上げ、質問に移ります。

私の議長就任時の努力目標の一つが、議会の政策立案能力を高め、さまざまな提案をさせていただくことであることは、以前にも申しあげたとおりであります。現在、議員の皆様方にご協力をいただきながら、能登地区に計画されている風力発電事業についてと本町における小・中学校の今後についてなどを議会で独自に調査し、研修も重ねながら、真に町民の皆様の利益となる提言をまとめるために、所管の常任委員会にご努力をいただくこととなりました。

今月29日には、経済産業省資源エネルギー庁風力発電課並びに商務情報政策局産業保安グループ電力安全課の担当官とのリモート研修会、風力発電事業者との意見交換などを行い、本町における風力発電の在り方を考えてまいります。

一方、本日の私の質問に対する答弁により今後の小・中学校についての委員会の討議の参考となるものが得られればとの思いから登壇をさせていただきました。

それでは、富来地域における小・中学校の今後の在り方について質問をいたします。

全国的に少子化によって公立小中学校の学校数及び児童生徒数は、ここ10年間でいずれも10パーセント程度減少したといわれております。また、1市町村に1小学校1中学校という市町村も10数パーセント程度あり、学校の統廃合が推進されているのが現状であります。

国が定める適正な学校規模は、学級数がおおむね12～18学級で、通学距離が小学校で4キロメートル以内、中学校が6キロメートル以内、かつ通学時間が1時間以内となっているそうであります。

したがって、文部科学省ではこれを下回る場合は統廃合の是非などを検討するとともに、通学に無理が生じる場合には小規模校のデメリットを解消する対策を



実施するよう求めています。子どもの数に比べて学校数が多くなると建物の維持費や教員の人件費などの財政負担が大きくなるからであり、小規模校が減ればそのぶん合理化できるというのが理由であります。

ほかにも学校規模が小さくなることで発生するデメリットとしては、学校の防災機能や教育機能の質的改善に遅れが生じること。学校運営上の問題として、クラス替えができず人間関係が固定化し、集団行事の実施に制約、部活動の種類の限定、授業で多様な考えを引き出しにくいことなどが挙げられます。また、児童生徒への影響として、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい、切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい、多様な物の見方や考え方に触れることが難しいなどが指摘をされています。

但し、統合により登校範囲が広がれば、子ども達の通学事情が悪化することも当然考えられます。スクールバスの整備も視野に入れて統合することとなりますが、それではかえって財政負担が大きくなる場合もあり、統廃合には地域の実情も加味して行う必要があると考えます。

また、小規模校の課題を緩和する方策として進められているのが、小中一貫校や他の公共施設との複合化・共用化であり、加えて近隣自治体で1つの組合立学校を設立するケースもあるようであります。

しかしながら、児童生徒数が極端に少なくなった場合、以上で述べた手段を講じても学校の存続は困難となります。それを打開しようとする考え方が山村留学であります。私は富来地域の小中学校の将来を憂い、令和2年第1回定例会におきまして、山村留学を研究しながら将来的な学校運営を考え、学校の存続をお聞きいたしました。

山村留学は親元を離れ、一年を通して友人や受け入れ先の家庭と共同生活を送りながら山村で暮らします。こうした自然と向き合った環境で共同生活することは、日頃の都会生活では得られない経験も多く、子ども達の感性や自立心、思いやる心を育むとされています。こうした貴重な経験を継続させたいと「また来年も参加させたい」という複数年の連続参加をする方も過半数に上るそうあります。また山村留学を受け入れる市町村は、都会とは違い、学校の学年の人数も少なく、異学年や地域との交流も密となり、丸ごとが学びとなる小学生にとっては、人数の少ない学校で、地域の自然や大人と近い距離で学び成長するという

のも魅力的と感じられるそうであります。一年という長期間親元を離れることで、ホームシックにかかるのではとの心配もありますが、子ども達の順応は思いのほか早く、途中で帰ってしまう子はほとんどいないそうであり、中には親のほうに山村留学にほれ込み移住を決意するケースもみられることは、当時の一般質問でも申し上げたとおりであります。また、山村留学の一種である島留学も北は北海道礼文島から南はトカラ列島まで、全国的に行われており、都市部の子育て世帯の、田舎暮らしに対する関心は思いのほか高いようであります。

さて、今般今年度予算におきまして、富来地域における小中学校の今後のあり方についてを検討する審議委員会を立ち上げることに伴い委員報酬が予算計上されました。委員会におかれましては効率的学校運営を安易に優先させることなく、先に述べましたさまざまな手段も模索しながら、志賀地域との統合をさせず存続させることを命題として取り組んで頂きたいと考えます。

学校は地域の活力の根源であります。地域に学校がなくなれば、子育て世帯は教育環境の整った地区に移住を考えることでしょうか。富来地域の将来を大きく左右する小中学校の存続は必須であります。稗造地区の里山、西海・西浦地区の里海など、日本の原風景を維持する環境に恵まれた富来地域は山村留学の好適地であり、移住定住にも寄与するものと考えます。審議委員会の今後の進め方につきまして教育長のお考えをお聞かせください。

また、審議委員会の人員構成はどのようになるのか。議会の所管委員会委員長や、富来地域選出議員も加えていただきたいと考えますが教育長に説明を求めます。更には、結論を導き出す時期は、いつごろとなるのでしょうか。併せてお聞きをいたします。よろしく願いいたします。

**福田晃悦副議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

南正紀議員の富来地域における小中学校の今後の在り方についてのご質問にお答えをいたします。

議員もご承知のとおり、本町の児童生徒数は、年々減少を続けております。このような中、昨年11月の総合教育会議におきまして、志賀町立小中学校適正規模・適正配置についてを議件として取り上げ、今後の児童生徒数の推移などから、志賀地域、富来地域でどのような方向性が良いかを協議いたしました。

特に、富来地域における児童生徒数の減少が進行し、平成20年度は、富来小学校325名、富来中学校199名であったものが、令和3年度には、富来小学校120名、富来中学校91名にまで減少しており、小中学校の小規模化が進んでおります。

また、富来地域の出生数は、昨年4月から9名であり、今後も更なる児童生徒数の減少は避けられず、適正な学校規模の維持は難しくなることが予想され、このまま児童生徒数の減少が進行すると、子どもたちの学習や学校生活への影響のほか、学校行事の縮小、部活動等の諸問題が懸念されます。

これらのことから、効率的な学校運営を優先するのではなく、子ども達の健やかな成長ができる環境づくりを最優先に、富来地域小中学校適正規模・適正配置審議委員会を設置することとしました。

この趣旨は、令和2年3月議会の一般質問で議員からご提言いただいた山村留学などの地域の特色を生かした学校運営のあり方や、小中一貫教育や統合などの学校配置のあり方、学校の小規模化に伴う諸問題への対応など、地域の実情に応じた最適な学校教育のあり方や学校規模について、検討することとなります。

なお、委員の構成については、学識経験者、志賀町議会議員、区長会、PTA、教育関係者として10名以内で考えております。

今後は、教育委員会が審議委員会へ諮問し、令和4年5月から審議委員会で審議のうえ答申していただくこととなりますが、答申時期は未定であり、今後の児童生徒数の動向や委員会の審議内容をもとに慎重に進めて参りたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

**福田晃悦副議長** 南正紀君。

**南正紀議員** 副議長。

ご答弁ありがとうございました。私ども議会としましてもこの件に関しましてはいろいろと討議を重ねましてさまざまな提言をさせていただきたいと思っておりますが、その提言につきましては、町執行部へするのか審議会にするのかを含めてこちらで考えまして提言させていただきたいと考えますので、それらを参考にしながらぜひとも富来地区に学校を残していただきますようご尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

**福田晃悦副議長** ここで、場内換気のため、暫時休憩します。

(午前11時23分 休憩)

(午前11時30分 再開)

**南正紀議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。

まず冒頭に今月4日ロシア軍がウクライナ南部にあるヨーロッパ最大級のザポリージャ原発を攻撃したとあります。核や原発をもてあそぶロシア・プーチン政権の蛮行を厳重に抗議しロシア軍の即刻の撤退を求めるものであります。

さて私は本年第1回定例会に際しまして、6点について質問をさせていただきます。

まず初めに国の事業復活支援金への上乗せをについてであります。

またしても変異株のオミクロン株等による新型コロナウイルス感染急拡大の中、石川県は新型コロナ対策のまん延防止等重点措置の再延長となりました。そのような新型コロナによる影響を受けた事業者に対して国は事業復活支援金の給付申請受付を始めました。この支援施策はすべての地域、業種が対象で月の売上高の減少が30パーセント以上、50パーセント未満の事業者も対象となるなどの前進面もありますが、支給額が先の持続化給付金並みの額になっていないという不十分な面もあります。

そこで石川県は独自に追加上乗せする形の事業復活支援金の給付を決め、その申請受付をしています。そして先ごろは県内いくつかの自治体でも国、県の制度に連動して中小企業や個人事業者の事業継続や回復を後押しする独自の事業復活支援金上乗せ制度の創設を決めています。本町でもすべての業種の事業者の方々に対して事業継続や回復を後押しする国、県に連動した事業復活支援金への上乗せ支援金制度の創設を緊急に求めるものであります。

次に、道路白線引きの実施計画を聞くについてであります。

これから車道での交通が活発化してまいります。そこでやはり運転上頼りになる一つに路面上の白線があります。国、県、町道を問わず、センターライン、側線の三本ともが薄くなっているもの、交差点前後の右折左折準備区間、横断歩

道、登坂車線などの不明瞭な箇所が見受けられます。特に高齢者は夕暮れ時、雨天時など視力の低下に伴い見づらいものがあります。町民の交通安全確保の上からも極めて重要な道路上の十分な白線等線引きを国、県に求めると同時に、町道での更なる線引き明示の来年度実施計画がありましたらお聞かせを頂きたいと思っております。

3点目は女子トイレに生理用品の配置をについてであります。

生命の誕生にかかわる生理は女性だけの問題ではなく、ともに生きている我々男性の問題でもあります。性教育を通して人権を守ることの大切さをきちんと伝え、生理をタブーにせず、オープンに話し合うことはとても大切なことであり、ジェンダー平等の立場から質問をさせていただきます。

今全国的に広がっています。「生理用品をトイレットペーパーのように必需品として当たり前の配備を」の声、お隣羽咋中学校では女子トイレの洗面手洗所に半透明プラスチックの中身が見えるケースの中に使用自由な生理用品を配置していて、一か月間全体で約30個の使用があるとのこととあります。もちろん保健室での利用もあるそうですが、たいへん好評だとお聞きしています。特に小中学生の方がより生理の周期も不安定で失敗も多いとの事。子ども達には安心して学べる環境が最優先されるべきと思っております。

よって、本町でも先生方や子ども達とも相談しながら、まず小中学校女子トイレに生理用品を配置して子ども達の人権擁護の実践の一つとして進めてみてはいかがでしょうか。

4点目は国保税子ども均等割の軽減をについてであります。

国は本年4月、新年度から国保税未就学児の均等割を5割軽減いたします。多くの保護者の皆さん方がこの間、声を上げ続け、とうとう国を動かして所得のない子どもから税金を取るという理不尽な国保税子ども均等割の一部軽減を実現させました。

そもそも家族が多ければ負担が大きくなる人頭税のような性格を持っているのが均等割です。国民健康保険だけの制度です。子育てにも逆行する時代遅れの制度です。今年も赤ちゃんの出生数が6年連続で過去最少を更新し、婚姻数も戦後最少を記録したという事です。まして今次コロナ禍、ますます産み育てにくい社会となっています。したがって更なる国の子育て支援を求めつつ、町独自でも子

育てナンバーワンとなる一つとして、子どもの国保税均等割の軽減を求めるものであります。仮に就学児、18歳以下の子どもまで5割軽減を拡大した場合、2割5割7割軽減の適正な法定軽減制度の利活用併用で約160万円の補填で実現可能です。県内でもすでに先進例があります。子育て支援、コロナ禍支援の両方で本町でも18歳以下までの国保税均等割の軽減を求めるものであります。

5点目は高齢者に聴力定期検診をについてであります。

今、健康寿命の延伸、医療費抑制にもつながるという事で加齢性難聴への対応に注目が集まってきました。誰しも高齢になれば聴力が低下し、いわゆる聞き直しをすることが起きています。最近では加齢性難聴が認知症の危険因子でもあるという指摘があります。そこでいつまでも健康的な生活を営めるように早めの聞こえへのサポート、認知症対策、また閉じこもりをなくし社会参加の維持、きっかけになるという主旨から、高齢者の定期検診の中に聴力検査を導入して早めに補聴器適合等への取り組みにつながるよう町独自の対応を求めるものであります。

最後に福島原発事故から11年の受止めを伺いいたします。

この3月で東京電力福島第一原発事故から11年になります。今も多くの住民がふるさとに戻れず地域社会は大きな困難を抱えたままであります。立地町の一つ双葉町から30キロメートル圏外へ緊急避難されたある方の手記を衝撃を持って読みました。避難先でこう言われたそうであります。「原発でいい生活をしてきたお前らに食わせるものはない」「いまさら人に頼るな」「原発ではすぐには死なない。双葉に帰れ」と。それは人ごとではなく、あり得る話だと思えます。

双葉町は唯一全町避難が続く自治体でしたが、今帰還に向けて準備が始まったとお聞きしています。しかし事故前は約7,000人が暮らしていましたが、同町住民意向調査によれば約6割の人が町に戻らないと決めているそうであります。やはり医療、環境への不安、商店がもとに戻るのか、そして何より事故の収束も程遠い状況の第一原発そのものが今なお存在しているという不安からです。ひとたび事故を起こせば手に負えない原発。放射能汚染という最悪の環境破壊を引き起こす危険のある原発。とてもクリーンエネルギーとは言えません。コストも高いという政府試算もあります。

国は次世代の原発として小型モジュール炉などの開発を唱えていますが、安全性の検証はこれからであり、何より放射性廃棄物を出し続けることには何ら変わ

りありません。

このような状況下にある同じ原発の立地町、福島県双葉町の現実を事故後 11 年にして小泉町長はどのように受け止めておられるでしょうか。お伺いをいたします。以上 6 点について質問をさせていただきます。

**南正紀議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

中谷議員の福島原発事故から11年の受止めをのご質問にお答えします。

福島第一原子力発電所事故から間もなく11年を迎えますが、未だに多くの方々がふるさとを離れ避難生活を余儀なくされており、とりわけ双葉町では、現在でも全町で避難指示が継続し、ふるさとに帰ることができない状況が続いていることを考えると、改めて町民の安全・安心を確保していくことの責任の重大さを痛感しているところであります。

双葉町では、今年6月以降、特定復興再生拠点区域の避難指示解除が予定され、一部住民の帰還が始まるとの報道がされており、一步ずつ復興が進んでいるものと感じております。

今後とも、国に対しては、復興再生計画等に基づく事業を確実に実施をし、拠点区域外の帰還困難区域についても避難指示解除及び帰還に向けた施策の具体化を図ると共に、医療・福祉施設や商業施設等、住環境の整備に対する支援を強化するなど、被災者や被災自治体に寄り添った復興事業が着実に推進されるよう、全国の立地市町村長とともに要望していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問については、教育長及び担当課長から、それぞれ答弁させていただきますので、宜しく願いいたします。

**南正紀議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

中谷議員の女子トイレに生理用品の配置をのご質問にお答えいたします。

6月議会の一般質問にも答弁しておりますように、町立の小中学校に在籍する児童生徒が生理用品の確保に不安を感じることなく、より安心して学校生活を送れるようにすることは重要なことであります。

本町の小中学校では、これまでも生理用品が必要となった児童生徒に対して保

健室で相談を受け、提供しており、再度学校へ確認をしましたが、現状としては特に問題となる状況はありません。

また、議員ご質問の女子トイレに常設することについては、羞恥心などで保健室に行きづらい児童生徒への配慮や安心感につながる反面、衛生面での不安や、本来支援を必要としている児童生徒に確実に届けられないなどの課題があります。

今後は、現状の対応を継続していくとともに、養護教諭などの先生方と相談をし、状況を見て対応していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 西住民課長。

**西清孝住民課長** はい、議長。

中谷議員の国民健康保険税子どもの均等割減免をについてのご質問にお答えいたします。

このことにつきましては、これまでも同様のご質問をいただき、お答えさせていただいているとおり、子育て支援策の中で、保護者の経済的な負担軽減は重要な施策のひとつであると認識しておりますが、その減額分を国民健康保険に加入している子育て世代以外の納税者に負担を求めることになり、公平性・平等性の観点から難しいものと考えております。

他にも、石川県では、将来的な国民健康保険税水準の統一化を目指しており、その際に支障となる可能性があること、また、減免を実施した自治体に聞いたところ、システム改修費がかなり高額になるなどの課題があります。

子どもの均等割減免措置につきましては、医療保険制度間の公平と子育て支援の観点から全国一律の制度として措置されるべきものと考えており、石川県においても、全国知事会を通じて、対象の範囲及び軽減割合の拡充を国に要望しているところでありますので、町独自で子どもの均等割減免を行うことは考えておりません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 村井健康福祉課長。

**村井直健康福祉課長** はい、議長。

中谷議員の高齢者に聴力定期検診をのご質問にお答えいたします。

高齢者の聴力定期検診については、現在、国が規定する特定健診及び後期高



高齢者健診の中での検査項目にはなっていません。このため、町の検査としてどの程度まで行うべきか、判断基準がない中での実施は困難であると考えております。

高齢者の聴力は、議員ご指摘のとおり、高齢に伴い低下する傾向にありますが、生活に支障がある場合は、専門医による精密検査を経て必要な治療を受けることや、補聴器の処方を受けることが最良と考えます。

いずれにしましても、国が特定健診等の中で検査を認めれば、全国で画一的検査が実施できることとなりますので、現時点では町単独の検査を実施する考えはありません。

以上、中谷議員の質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 荒川商工観光課長。

**荒川仁商工観光課長** はい、議長。

中谷議員の国の事業復活支援金への上乗せについてのご質問にお答えいたします。

国の事業復活支援金に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者で、令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月の売上が前年、2年前又は3年前の同月比30パーセント以上減少した事業者を対象として、売上高減少率に応じ、中小法人で最大250万円、個人事業者で最大50万円を支給するものです。

また、県では、国支援金の受給者を対象に、売上高減少率に応じ、中小企業では最大50万円、個人事業主では最大20万円の上乗せ支援をしております。

このほか、小松市と七尾市で独自の上乗せ支援を行っております。

本町では、コロナ禍以前と比較し、年間売上高が30パーセント以上減少した中小企業者を対象として、既に昨年、町独自の中小企業緊急支援金事業及び宿泊事業者緊急支援金事業を実施したところであります。

中小企業緊急支援金事業では、法人43件、個人事業主80件に合計1,660万円を支給し、宿泊事業者緊急支援金事業では、法人2件、個人事業主5件に、合計で約1,850万円を支給して、町内事業者の事業継続を支援してまいりました。

国支援金への上乗せについては、昨年の国の給付要件が、売上減少率50パーセント以上であったものが、今回、売上減少率が30パーセント以上に緩和され、対

象事業者が拡充をされており、現段階で商工会などからの要望もないことから、町としては、今のところ上乗せ支援等は考えておりません。

なお、依然としてコロナの収束が見通せない状況であり、今後とも国や県の動向を注視するとともに、商工会等とも密接に連携しながら、地域経済の回復を図っていきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 吉村まち整備課長。

**吉村満まち整備課長** はい、議長。

中谷議員の道路白線引きの実施計画についてのご質問にお答えいたします。

道路の路面標示は、横断歩道や停止線などの道路標示と、センターラインや車道外側線などの区画線に大別され、横断歩道や停止線などの道路標示については公安委員会が、センターラインや車道外側線などの区画線は道路管理者が、それぞれ設置及び管理を行うことになっております。

町内では、国道、県道については石川県が、町道については志賀町が管理者となります。

中谷議員ご指摘の道路白線引きの実施計画についてであります。町道については、管理する延長が長いため、全てを一度に補修することは難しく、効率的な予算執行の観点から、パトロール、又、地元からの要望によりその都度、現地を確認し、緊急度、交通量等を勘案して、摩耗の程度に応じた部分補修を実施しており、実施計画については特に設けておりません。

石川県又は公安委員会が管理する道路の路面標示については、引き続き、適正な維持管理を行って頂けるよう要望してまいります。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい。何点か再質問をさせていただきます。

まず1番目の国の事業復活支援金への上乗せについてですが、国・県に連動してということは、手続きは国・県の支給があった方にそのまま上乗せ支給ということですので、非常に簡単でスピーディなものと思います。財源としては国の新型コロナ臨時交付金はないのでしょうか。このことをお伺いします。

そして2点目には道路白線引きの実施計画を聞くについてですが、やはり線引

きされた路面は通るだけで活気を呼ぶものです。逆に古くなったところはなにかしら内向きなものがあります。そういったことから線引きは立派な地域活性化対策でもありますので、ぜひとも積極的に進めていただきたいと思います。これは答弁は結構であります。

次に女子トイレに生理用品の配置をについてですが、災害時の避難所での非常用配布品の中に使用期限が来年3月までの生理用品が120個ありますけども、それを早めに試行的に町内小中学校の女子トイレにおいてみてはいかがでしょうか。これは現に実施している学校がございますので、いろいろご心配はあると思いますが、いかかでしょうか。

次に国保税子ども均等割の軽減をについてですけども、当然何かをやろうとすればお金はかかります。要は何を最優先するのかだと思います。やはりここは国も認めざるを得ないところの子ども均等割軽減を自治体で拡大して、町全体で県・国をさらに動かしていくためにもアピールすればよいのではないかと思いますか。

また税金は国保の方もちゃんと払っておられますので決して特別扱いではございません。要求は当然だと思いますが、小泉町長いかがでしょうか。

次に高齢者に聴力定期検診をについてですけども、目の視力低下はどうしても医療機関などにかからざるを得ないところがありますが、耳の聴力低下はどうしても医療機関等に行くのは遅くなりがちです。だからこそ早めに町で検査をしてフォローする、そして早めに補聴器等でカバーして社会参加の維持発展につなげ、そこに町の役割があるように思いますが、小泉町長いかがでしょうか。

以上お聞きいたします。

**南正紀議長** 荒川商工観光課長。

**荒川仁商工観光課長** はい、議長。

中谷議員の再質問にお答えをいたします。

まず事業の財源についてのご質問でございますが、令和3年度の国交付金につきましてはすべて他の事業に充当をされております。また国の給付要件が昨年の売上減少率50パーセント以上から今回30パーセント以上に緩和をされたことで対象事業者が拡大されており、現段階で商工会などからの要望もないことから町としては今のところ上乗せ支援等は考えておりませんが、今後とも国や県の動向

を注視し、商工会等とも連携をしながら地域経済の回復を図っていきたいと考えております。

以上、中谷議員の再質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

中谷議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁いたしました、現状の対応を継続していく主な理由でございますけれども、保健室を訪れた児童生徒が体の状態を養護教諭に相談することで体調に応じた対応や指導につなげ児童生徒の不安を取り除くことからでございます。したがって今後は議員ご指摘の避難施設の使用期限が迫った生理用品の利用を含めまして、引き続き養護教諭などの先生と相談しまして学校の現状を確認しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、中谷議員の再質問の答弁とさせていただきます。

**南正紀議長** 西住民課長。

**西清孝住民課長** はい、議長。

中谷議員の国民健康保険税の子どもの均等割減免についての再質問についてお答えをさせていただきます。

先ほども答弁しましたとおり、子どもの均等割減免措置につきましては医療保険制度間の公平と子育て支援の観点から全国一律の制度として措置されるべきものと考えており、国において議論されるべきものと考えており、町独自で子どもの均等割減免を行うことは考えてはおりません。

以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。

**南正紀議長** 村井健康福祉課長。

**村井直健康福祉課長** はい、議長。

中谷議員の再質問にお答えをいたします。

高齢者に聴力定期検診をの中で、早めに町で聴力検査をして社会参加につなげよという内容かと思っております。町の実施しております定期検診につきましては先ほどの答弁のとおり、特定健診それから後期高齢者検診という形で行っておりますが、特定健診につきましては平成20年に健康保険法の改正によって実施された検診でございます、この法の趣旨はいわゆる生活習慣病、メタボリック

シンドローム、これに着目しましてそのリスクの検査という形で、主には問診・身体測定・身体観察・血圧・血液検査・尿検査とこういったものを中心に行う検査ということでございます。

これらを踏まえまして聴力検査をその中へということでありましても、まずどの程度までの検査とするのか、また検査後の保健指導や受診、治療につなげるための勧奨、追跡も合わせて統一的なガイドラインがない中での実施というものは非常にむずかしいと考えております。またそして聴力が落ちますと日常生活の中での支障、もしくは自覚があると思しますので、そういった場合によっては検診によってそういうことを追認するまでもなく、直接専門医を受診するということが最良であると考えております。

以上、中谷議員の再質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 中谷松助君。

**中谷議員** はい。若干前進しそうなところもあったかと思えますけれども、その他は引き続き求めていくことを述べまして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

**南正紀議長** 4番 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 議長。

4番 稲岡です。通告に従いまして3点質問いたします。

初めに小学校における新型コロナウイルスへの対応についてです。

先月2月25日に町内の志賀小学校で新型コロナウイルス感染症に感染した児童が確認されました。これを受け小学校はその日の午後の日程をすべて延期とし、直ちに2月28日までの臨時休業を決定。業者による校舎内の消毒を実施することとしました。その日の12時05分に連絡網サービスによるメールが配信され、同日13時00分から児童の一斉引き渡しを行う旨の連絡が保護者に伝えられました。

ご承知のとおり志賀小学校は駐車スペースも少なく、一度に多数の児童を引き渡すことは難しいため、ドライブスルー形式での引き渡しをメールにて指示していましたが、迎えに来る保護者等が殺到したため近隣の道路で渋滞が発生するなど大混雑が生じました。

新型コロナウイルスが世に出て早2年以上の月日が過ぎようとしています、今回の一斉引き渡しは小学校で感染者が確認された場合の児童の一斉避難や一斉

下校など定められた避難計画等に沿った対応だったのでしょうか。アクセスする道路や駐車場の数、出入り口の場所や一家族当たりの引き渡し時間などを勘案すれば今回の事態は容易に想像できるはずですが、大混雑が生じる想定はしていなかったのでしょうか。教育長お願いいたします。

**南正紀議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

稲岡議員の小学校における新型コロナウイルスへの対応についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、児童の一斉引き渡し時に、迎えに来る車で、志賀小学校周辺の道路に、渋滞が発生をいたしました。

教育委員会としましては、ある程度の混雑は想定されたため、時間帯をずらしたり、運動場で一旦待機することも考えましたが、志賀小学校で初めて在籍児童が新型コロナウイルスに感染し、濃厚接触者もいたことから、校舎内での感染の拡大を防ぐため、一刻も早い引き渡しを実施し、児童は全員無事に保護者に引き渡し出来ました。

実施にあたっては、事前に学校から高浜交番にご協力をいたいただき、教職員も誘導員として配置しましたが、保護者の迎えが、これほど短時間で集中することは、想定しておらず、このような事態になり保護者・町民の皆様には、お詫びを申し上げます。

志賀小学校では、今回のような全校一斉引き渡しが初めてのことでしたので、今後は、これを教訓として今回の件を検証し、感染症にともなう引渡しマニュアルの改訂を校長会などで協議し、より一層、学校の安全・安心に努めてまいります。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 議長。

ご答弁ありがとうございます。

運動場の使用やいろいろ時間帯をずらす等、検討された上での判断だったと。ある程度の混雑を想定していたということで、初めて発生したため現場での混乱、想像は容易にできるんですが、それでも先ほど申し上げたとおり2年以上が経過

したこの新型コロナウイルスですから、もっと準備ができたんじゃないかなと思う次第です。今ほど答弁の中でマニュアル等の整備を進めているという事でしたので、今後ともお願いいたします。このまま次の質問に移りたいと思います。

小学校における児童の安全確保についてです。

学校現場では感染症対策を厳重に行っているとは思いますが、しかし、変異を続けるウイルスはその感染力を我々が対策を施す以上に強化させて子ども達や教職員に襲い掛かります。今回のように新型コロナウイルスが学校内に入り込むことは今後も大いに起こりうることです。

また、感染症以外にも地震や竜巻、火災や水害、あるいは通り魔的な犯罪やテロ、偶発的な事故など想定される突発的な災害や事件・事故に対する児童の安全確保について、一斉避難や一斉引き渡しなどを含めた児童の避難に関する実施マニュアルの整備等、周辺の交通事情やスクールバスの緊急時の対応等も考慮して、いま一度検証を行う必要があると考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

**南正紀議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

稲岡議員の小学校における児童の安全確保についてのご質問にお答えをいたします。

児童生徒の安全確保について、各学校では、地震、火災、風水害、事件・事故等に対する対応マニュアルが策定されており、定期的に訓練も実施されております。

児童生徒の引き渡しについても実施マニュアルが整備されておりますが、ここ2年間はコロナの影響を受け、訓練が出来ませんでした。また、新型コロナウイルス感染症による一斉引き渡しについては、想定外の対応でもありました。

今回、志賀小学校では、初めて全校一斉の引き渡しを行い、全員無事に保護者に引き渡すことができましたが、一方で、交通渋滞を引き起こしてしまうという問題が発生しました。

今回の事案を受けまして、町内4校の引き渡し実施マニュアルの改訂を進めていきます。その際は、議員からご指摘いただきました周辺の交通事情や緊急時のスクールバスの対応等についても考慮するなど、しっかりと今回の事案を

検証したいと考えております。

また、コロナ対応以外の災害等については、毎年、対応マニュアルを見直しており、引き続き、児童生徒の安全・安心を最優先に学校教育活動に取り組んで参ります。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 議長。

ありがとうございます。

先ほど来、議員からの質問が何点かありましたが、小学校も統廃合等進んでおりますし、また保育園も今集約化進んでおりますが、やはりこれも大型施設となることや場所の制約などにより駐車場が少なかったりすると思いますので、そういった点も各課で、ウィズコロナに対応した計画等、新たに検証していく必要があるのかなと思いますのでよろしく願いいたします。

また、今般デジタルトランスフォーメーション、DXの観点から例えば今回の受け入れ時にスマホからの予約システムを導入するとかいろいろなやり方があるかと思っておりますので、また、今後も検証していただきたいと思えます。このまま次の質問に移りたいと思えます。

あったか福祉灯油購入助成事業についてです。

本議会の昨年12月定例会にて中谷松助議員からの提案を受けて実施された、あったか福祉灯油購入助成事業についてですが、昨今の原油価格の高騰を受けて冬場の暖房器具に必要な灯油の燃料代を一部助成する大変素晴らしい事業だと思います。

しかしながら高齢世帯では申請自体が煩雑で申請は見送る方もおいでたようですし、灯油以外の暖房器具をお使いの世帯では助成対象にならない等、せっかくのよい事業が却って残念な評価になってしまわないでしょうか。

ウクライナ情勢など世界的に原油価格の高騰は続くと思われましますし、原油の高騰に連動してその他のエネルギーに掛かる費用も上昇すると思われまします。もし次回以降同様の事業が計画されるなら、助成対象世帯への利便性をもっと向上させるべきだと考えますが、町長のご見解をお聞かせください。

**南正紀議長** 小泉町長。



**小泉勝町長** 議長。

稲岡議員のあったか福祉灯油購入助成事業についてのご質問にお答えいたします。

まず、助成の申請については、領収書を添付し、同封の返信用封筒での投函により、役場に出向く必要がないようにしておりました。

町では、申請漏れがないよう、あらかじめ民生委員・児童委員にも情報共有し、申請のサポートを依頼したほか、担当窓口や電話でも丁寧に説明・サポートをして対応しております。

申請者の中には、領収書の添付のし忘れや、添付が煩わしいという方がいますが、公金を支出する上で必要なことでもありますので、説明し、理解を得て協力をしていただいております。

申請状況についてでありますけれども、対象世帯 1,106 件に対し、659 件、申請率は 59.6 パーセントであります。

この申請状況については、申請が困難というよりも、高齢者の施設への入所の増加や近年のオール電化住宅の普及による影響ではないかと推察しております。

灯油以外の暖房器具等への助成については、石油製品価格の高騰に比べ、電気料金は比較的安定しておりましたので、負担増の観点から灯油のみを対象としたものであります。

今後、再び助成事業を実施する場合に備え、今年度の事業終了後に総括をして、制度を検証したいと考えております。

以上、稲岡議員の質問に対する答弁といたします。

**南正紀議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 議長。

ご答弁ありがとうございます。今後同様の事業について検討していただけるということで、その点もありがとうございます。

申請件数 59.6 パーセント、昨日までの申請期日だったかなと思いますが、県内ほかの自治体同様の事業をされているのですがその申請期日ほとんど年度末いっぱい、3月31日までですが、志賀町は昨日までと実施期間比較的短く感じるのですがそれはなぜだったのか、もし理由がありましたらお聞かせ願いたいことと、

他の自治体の事例を見ますと、困窮世帯に灯油購入券そのものを送付しておく事業がありますし、また領収書の不要の事業もありますし、そういった他の事例も参考にしながら今後の事業の制度設計について検証していただきたいと思います。

実施期間・申請期間短い点についてなにか理由がありましたらお願いします。

**村井直健康福祉課長** 議長。

**南正紀議長** 村井健康福祉課長。

**村井直健康福祉課長** 稲岡議員の再質問にお答えをいたします。

あつたか福祉灯油助成事業の実施期間についてということでございますが、本町につきましては12月1日から2月28日までの購入期間分ということなのですが、申請の期限につきましては3月7日までということでお願いしております。但し郵送等を考慮しまして消印有効ということでございますけれども、2月28日に一回締めて3月の半ばと言ってもやはり中にはちょっと遅延もあるかなと思いますのでその辺については到着が少し、若干遅れても許容範囲として受け取りたいと思っております。

あとは2月28日で締めたのは、やっぱり年度末ということで年度をまたぐという事をなるべく避けたいという思いでございます。

以上、稲岡議員の再質問のお答えといたします。

**南正紀議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 議長。

ありがとうございます。

年度をまたぐのを避けたいという、どちらかという行政側の事情なのかなと思っておりますが、そうなのかなと思っておりましたが、他の自治体やはり利用者の利便性を考えて3月31日年度末いっぱいまで受付期限としておりますので、しつこいようですが利用者の利便性をもっと向上させていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

**南正紀議長** 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

---

日程第2 町長提出 承認第1号及び議案第1号ないし第29号（委員会付託）

**南正紀議長** 次に、町長提出 承認第1号及び議案第1号ないし第29号を、お手元に配付

の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

---

( 休 会 )

**南正紀議長** 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明9日から17日までの9日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南正紀議長** ご異議なしと認めます。

よって、明9日から17日までの9日間は、休会することに決しました。

次回は、3月18日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午後0時26分 散会)